実績評価書

(厚生労働省28(VI-1-1))

						(字:	工刀 割 目 20	(VI-1-1))
施策目標名	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること							
施策の概要	本施策は、次の施策を柱に実施している。 ・男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備すること ・育児・介護を行う労働者が仕事と家庭を両立しやすい雇用環境を整備すること ・次世代育成支援対策を推進すること ・パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を推進すること ・女性の職業生活における活躍の推進に係る法令の実効性を確保し、女性の活躍を推進すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号, 以下「男女雇用機会均等法」という。)に基づき、労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行っている。 ○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第16号, 以下「育児・介護休業法」という。)により、国は、育児休業制度や、予護休業制度、使時間勤務制度等、制度の普及・定着に向けた指導を行い、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を進めている。 ○次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)により、事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画(一般事業主行動計画)の策定、届出、周知及び公表が義務づけられており、国は事業主に対する助言、指導により、法の履行確保を図っている。 ○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第16号。以下「バーケタイム労働法」という。)によづき、事業主への相談・支援や行政指導等を実施することにより、正社員との均等均強待遇の確保、正社員転換の実現のための取組を推進している。 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下、「女性活躍推進法」という。)により、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主に対しては、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、たれらを踏まえた行動計画の策定・社内周知へ必表、行動計画を策定したもの居出、女性の活躍に関する情報の公表が義務づけられており(300人以下の事業主は努力義務)、国は事業主に対する助言、指導にしよい、法の履行確保を図っている。 ○上記に加え・・平成29年1月1日からは、上司・同僚による妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置の事業主への義務付けや、育児休業・介護休業の取得要件の報却等を内容とする改正男女雇用機会均等法及び改正首児・介護休業法が施行されており、国は事業主に対する助言、指導により、法の履行確保を図っている。 ・子が1歳6か月に達するまで育児休業を取得してもなお保育所に入れない等の場合について、緊急的なセーフティネットとして、最長で子が2歳に達するまで育児休業を延長できること等を内容とする改正育児・介護休業法が第193回通常国会で成立し、平成29年10月1日に施行予定であり、それに向けた周知徹底を図っている。							
	区分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求額
	-	当初予算(a)	9,534,514	10,347,397	8,872,409	10,961,150	14,869,350	27,781,548
+	予算の 状況 (千円)	補正予算(b)	0	0	0	1,061,342		
施策の予算額・執行額等		繰越し等(c)	0	0	0	17,369,718		
		合計(a+b+c)	9,534,514	10,347,397	8,872,409	29,392,210	14,869,350	27,781,548
		京額(千円、d)	6,564,265		5,131,955			
	執行率 (%, d/(a+b+c))	69	50	58	集計中		
関連税制	#TT-TALIST CONTROL FOR THE STATE ST							7人/榧苗。司书签示》
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説、政府決定、関連計画等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称 ①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章、仕事と生活の調和推進のための行動指針(仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定) ②少子化社会対策大綱(閣議決定)			①平成22年 ②平成27年	数値目模型である。 ②平成27年3月20日			
	③第4次男女共同参画計画(閣議決定) ④日本再興戦略2016-第4次産業革命 に向けて-(閣議決定) ⑤ニッポン1億総活躍プラン(閣議決定)				E12月25日 E6月2日 E6月2日 E6月2日	③雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和に関する成果目標及び各種施策 ④女性の活躍推進及び非正規雇用労働者の待遇改善に係る成果目標及び各種施策 ⑤女性の活躍推進及び非正規雇用労働者の待遇改善 ⑥非正規雇用労働者の待遇改善 ⑦非正規雇用の処遇改善、多様な女性活躍の推進及び子育て・介護等と仕事の両立		

指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 男女雇用機会均等法の履行確保の徹底のため、法違反に対する都道府県労働局雇用均等室の行政指導を受 指標1 けて、事業主が是正を行うことにより、男女労働者の均等な機会と待遇の確保が可能となることから、指標として 男女雇用機会均等法に基づ 選定した。目標値については、是正までに要する一定程度の期間を踏まえて、年度内の是正割合を設定した。 き、事業主に対し都道府県労 働局が実施した行政指導の 基準値 実績値 目標値 主要な指標 達成 是正割合(年度内) 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 毎年度 0 90%以上 96.3% 99.5% 96.4% 98.7% 97.4% 年度ごとの目標値 90%以上 90%以上 90%以上 90%以上 90%以上 指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 男性の育児休業取得率は、男性のワーク・ライフ・バランスを実現するとともに、女性の仕事と子育ての両立の負 担を軽減し、その継続就業や円滑な職場復帰に寄与することから、仕事と家庭の両立支援にかかる指標として 選定した 「日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)」、「少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)」、「仕 事と生活の調和推進のための行動指針(平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)」に基づ 指標2 き目標値を設定している。 男性の育児休業取得率 実績値 達成 基準値 目標値 主要な指標 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 32年度 1.89% 2.03% 2.30% 2.65% 3.16% 13% \bigcirc 過去最高数値 前年度 前年度 前年度 年度ごとの目標値 2.63%以上 (2.63%)以上 (2.03%)以上 (2.30%)以上 (2.65%)以上 指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 企業における次世代育成支援に関する取組が推進されることが、仕事と家庭の両立支援に寄与することから、 指標として選定した 「まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン改訂版(平成27年12月24日閣議決定)」、「少子化社会対策大 指標3 綱(平成27年3月20日閣議決定)」に基づき目標値を設定している。 次世代認定マーク(くるみん) 取得企業数 基準値 実績値 目標値 主要な指標 達成 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 32年度 1,471社 1.818計 2.138計 2.484計 2.695社 3.000計 0 0 年度ごとの目標値 2,000社 指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 パートタイム労働法の履行確保の徹底のため、法違反に対する都道府県労働局雇用均等室の行政指導を受け て、事業主が是正を行うことにより、パートタイム労働者の雇用管理の改善が進展することから、指標として選定 指標4 パートタイム労働法に基づ 目標値については、是正までに要する一定程度の期間を踏まえて年度内の是正割合を設定した。 き、事業主に対し都道府県労 働局が実施した行政指導の 実績値 基準値 目標値 主要な指標 達成 是正割合(年度内) 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 毎年度 98.5% 98.6% 98.7% 98.9% 99.2% 90%以上 О 年度ごとの目標値 90%以上 90%以上 90%以上 90%以上 90%以上 指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)及 び「第4次男女共同参画計画」(平成27年12月25日閣議決定)に基づき指標として選定し、目標値を設定してい 指標5 短時間勤務を選択できる事 業所の割合 基準値 実績値 目標値 主要な指標 達成 24年度 25年度 26年度 32年度 17年 27年度 28年度 8.6% 14.0% 20.1% 14.8% 15.0% 21.2% 29%以上 Δ 年度ごとの目標値 指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 労働者の6割以上が一般事業主行動計画の策定が努力義務である300人以下の事業主(中小企業)において雇 用されているため、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定等がなされることは、企業の女性活躍推進に向け 指標6 た雇用管理改善に寄与することから指標として選定した。 目標値については、同様のスキームで事業主の行動計画策定を定めている次世代法の施行初年度実績(1,657 常時雇用する労働者が300人 社)等を勘案して設定した。 以下の事業主の女性活躍推 進法に基づく一般事業主行 動計画策定届届出件数 基準値 実績値 目標値 主要な指標 達成 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 28年度 0 0 2,000社以上 2.788計

2,000社以上

年度ごとの目標値

測定指標

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③				
		(判定結果) A				
	総合判定	(判定理由) 以下の理由により、判定結果をAとした。 ・年度ごとの目標値を設定している指標1、指標2、指標4、指標6については目標を達成しており、主要な指標である指標6の達成状況は目標に比して139.4%と大幅に上回っている。 ※参考(目標に対する達成状況):指標1 108.2% 指標4 110.2% ・指標3については、平成28年度時点で目標値(32年度)の90%近い数値に達しているが、今後の伸びの見通しについては、平成29年4月に認定基準の見直しを行っていることに留意する必要がある。 ・指標5については、平成26年度以降、実績値が前年度値を上回っており、今後も継続した伸びが見込まれる。				
		(有効性の評価) ・指標1については、実績値が目標値を上回り、男女雇用機会均等法の履行確保の徹底のため、都道府県労働局が法違反に対して是正を求める行政指導を適切に実施したことが有効であったと評価できる。 ・指標2については、実績値が目標値を上回り、調査開始以来初の3%台になり、イクメンプロジェクトなど男性が育児休業を取得しやすい環境整備に向けた取組が有効であったと評価できる。 ・指標3については、実績値が前年度を上回り、企業訪問時の周知等次世代育成支援のための企業の取組の促進が有効であったと評価できる。 ・指標4については、実績値が目標値を上回り、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を確保し、正社員への転換を推進するため、事業主等からの相談への対応や、パートタイム労働法に基づく助言、指導を適切に行うとともに、事業主を個別に訪問し、専門的なアドバイスを行う等の取組が有効であったと評価できる。 ・指標5については、平成26年度以降、実績値が前年度値を上回り、制度導入検討企業のためのコンサルティング・支援の実施など短時間正社員制度導入支援の取り組みが有効であったと評価できる。 ・指標6については、実績値が目標値を上回り、説明会の実施等女性の活躍推進のための企業の取組の促進が有効であったと評価できる。				
評価結果と 今後の方向性	施策の分析	(効率性の評価) ○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護を行う労働者が働きやすい雇用環境の整備、次世代育成支援対策の推進、パートタイム労働者の雇用管理の改善、女性の職業生活における活躍推進を図るため、・都道府県労働局では、中小企業や取組が進んでいない業種の事業主に重点を置く等、計画的な事業所訪問を実施するとともに、助成金の説明、利用促進により取組を進める事業主に対しインセンティブを与える等、効率的な行政運営を行っている。・中小企業への女性活躍推進に関する人事労務管理のアドバイス、男性の育児休業取得等の意識啓発、短時間正社員制度や職務分析・職務評価の導入促進等に係る事業については、民間団体等に委託し、そのノウハウを活用することにより、効率的な事業展開を図っている。 ○行政事業レビューにより、執行率や予算額等に関する指摘を受けた事業については、事業内容や予算額の見直しを図りコストを削減しており、効率的に実施している。				
		(現状分析) 〇男女雇用機会均等法に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した行政指導の是正割合は、平成24年度から平成28年度において目標を達成している。 〇次世代認定マーク(くるみん)取得企業数についても、目標値に向けて順調に推移している。 〇パートタイム労働法に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した行政指導の是正割合は、平成24年度から平成28年度において目標を達成している。 〇また、平成28年度から新たに指標とした、常時雇用する労働者が300人以下の事業主の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届届出件数についても目標を達成している。 〇さらに、効率化を図るべく、各事業単位で執行率を踏まえた予算額の見直しを図り、コスト削減にも取り組んでいる。 〇このように、男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等の推進については、効率化を図りつつ目標を達成している状況であるが、解決すべき課題があり、特に				

成している状況であるが、解決すべき課題があり、特に

・男性の育児休業取得率の向上、 ・パートタイム労働者等、非正規雇用労働者の待遇改善

わゆるM字カーブ問題の解消、

組の強化、

・指導的立場に占める女性の割合の増加、

・結婚、出産期に当たる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、い

・セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントの防止に向けた取

などを促進するため、今後、更に働き方改革や女性の活躍を推進してくことが重要である。

事業所内保育施設(事業所内保育事業・企業主導型保育事業)を設置する企業に対して資産の割増償却を認める税制に、くるみん認定等取得のインセンティブとして、認定企業に対する加算措置を要望。 (機構・定員について) なし	
---	--

学識経験を有する者の知 見の活用

厚生労働省政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループ(平成29年8月30日開催)で議論いただいたとこ ろ、「指標1の目標設定と評価のあり方について再考する必要がある」、「指標1、4については割合だけではなく件数も一緒 に記載すべきである」といった意見が出されており、今後の検討課題とすることにした。

・関連法令;(右記検索サイトから検索できます) URL:http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi ·第4次男女共同参画計画 URL:http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/

・仕事と生活の調和憲章、仕事と生活の調和推進のための行動指針URL:

http://wwwa.cao.go.jp/wlb/government/index.html

- ·少子化社会対策大綱 URL: http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/taikou2.html
- ・経済財政運営と改革の基本方針2016 URL: http://www5.cao.go.jp/keizai~shimon/kaigi/cabinet/2016/decision0602.html
- ・日本再興戦略2016-第4次産業革命に向けて- URL:http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/
- ·ニッポン1億総活躍プラン URL:http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/index.html

参考 · 関連資料等

・働き方改革実行計画 URL:http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hatarakikata/ 雇用均等基本調査 URL:http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-23.html 労働力調査 URL: http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm 関連事業の行政事業レビューシート URL:

http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2016/h27_6-1-1_saisyu.html http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2016/h28_6-1-1_saisyu.html http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2016/h29_6-1-1_saisyu.html

雇用環境・均等局総務 課、雇用機会均等課、 職業生活両立課、有 期・短時間労働課、子 担当部局名 担当部局名 担当部局名 担当部局名 担当部局名 担当部局名 担当部局名 定も家庭等自立支援 室、政策統括官(統計・ 情報政策担当)付世帯 統計室	記 機 達 上 其 方 多 章 世 者名 言 章 世 者 名 言 章 世 者 名 言 者 名 章 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者	雇用環境・均等・ ・均等・ ・均等・ ・均等・ ・対策・ ・対域・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	政策評価実施時期	平成29年8月
---	--	---	----------	---------